

ホテルの施設基準について

1.ホテルの施設基準

(1—1) ホテル基準客室 次の1～7の要件をすべて満たす客室(基準客室)の数が最低15室以上あり、かつ、客室総数の2分の1以上あること

1. 洋室の構造および設備をもって造られていること
 - 机、テーブル、いす及び洋服を掛ける設備(フック等を除く)を備えている(シングルルームにあつては、テーブルを省略することができる)
 - 和洋折衷の客室については、畳敷きの部分の床面積が洋式の居室部分の床面積を超えるものは、ホテル基準客室には含まれない
 - 入口の建具は堅牢で防音に適したものでなければならない
2. 床面積が、シングルルームについては9m²以上、その他の客室については13m²以上あること
3. 適当な採光のできる開口部があること
4. 浴室又はシャワー室及びトイレがあること
5. 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備があること
6. 入口に施錠設備があること
7. 電話があること

(1—2) ロビー 次の1,2の要件をともに満たす、ロビーなどの客の共用に供するスペースが必要

1. 洋式の構造及び設備をもって造られていること
2. 付近に入口から男女の区別がある共同用トイレがあること

<ロビーの必要面積>

収容人員	面積
100人以下	20m ²
101人～500人	0.2m ² ×収容人員
501人～1000人	0.15m ² ×収容人員+25m ²
1001人～2000人	0.075m ² ×収容人員+100m ²
2001人以上	0.05m ² ×収容人員+150m ²

注) ロビーの面積は、その室全体の面積からフロント前1m、店舗部分、エレベーター前1mの部分や通路専用の部分及びエスカレーターや池などの非有効部分の面積を除いたものとする

(1—3) 食堂 次の1,2の要件を満たす食堂が必要

1. 食事を提供することができる適当な厨房が附属しており、適当な数のいす及びテーブルが備え付けられていること
2. 付近に入口から男女の区別がある共用トイレがあること

注) 食堂は、客席部分の面積が $[0.2\text{m}^2 \times \text{収容人員}]$ 以上必要。厨房、配膳室、待合場所、食堂内の畳敷きの部分等の面積はこれに含まれない

(1—4) 安全性、環境 旅館業法、消防法、建築基準法や関係する条例の規定に適合していること

(1—5) 建物 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること

(1—6) 玄関 客その他の関係者が営業時間中自由に入出入りすることができる玄関が必要

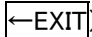
(1—7) フロント 客の応接、宿泊者名簿の記入などの用に供されるフロントが必要

(1—8) 冷・暖房設備 ロビー等、フロント、ホテル基準客室、食堂、これらの施設を利用する客の使用廊下に冷・暖房を施すことができるものが必要。ただし、冷涼もしくは温暖な地域にあるホテルでその必要がないと認められるものについては不要

(1—9) エレベーター・エスカレーター 客の利用に供する最下の階から数えて4番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機が必要

(1—10) 標示 次に掲げる表示が、それぞれの場所に外国人客にわかりやすく標示されていること

標示	標示すべき場所
館内施設・設備の配置標示(館内配置図)	玄関、ロビー、フロントのいずれかの場所
客室の室名(室番号)及び食堂その他客の共用に供する主な施設の標示 (例:No.1023、Restaurant)	当該室等の外側

会計場所の表示 (例: Cashier)	会計場所
避難設備、消火器等の配置図及び非常の際の避難経路の標示 (例: 客室ドアの内側の避難経路図)	客室
非常口への道順の標示 (例: )	廊下、階段その他の通路
避難設備、消火器等の標示及びこれらの設備の使用方法 (例: Fire Extinguisher)	当該設備の設置場所

※ 標示は、外国語(英語に限らない) 又はわかりやすい絵文字等で明瞭に掲げる

※「館内施設」は、客室、ロビー、食堂、フロント、共用トイレ、エレベーターやエスカレーター、階段などをいう

(1—11) **非常時の案内書** 客室には、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていなければならない

(1—12) **損害賠償責任保険** 保険金限度額は、最低 1 名当たり 7, 000 万円以上、1 事故当たり 7 億円以上であることが必要